

内閣参質一〇〇第一六号

昭和五十八年十一月二十二日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員小笠原貞子君提出小樽運河と石造倉庫群の全面保存等に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

北海道議会議員小笠原貞子君提出小樽運河と石造倉庫群の全面保存等に関する質問に対し
答する答弁書

二について

伝統的建造物群保存地区の決定は、制度上市町村が行うこととなつており、地元小樽市の動
向を見守つていふこととしたい。

三及び四について

都市計画道路臨港線の整備に関しては、北海道が建設大臣の認可を受けて都市計画事業とし
て実施しているものであり、事業は適切に行われているものと考えてゐる。

なお、北海道知事から都市計画の変更の認可の申請が建設大臣にされた場合には、その時点
で、判断することとしたい。

四について

公共事業は、事業の公共性、緊急性、事業効果等を勘案して実施されるものである。本件事業の実施については、国は、事業主体である北海道に對して連絡、指導を行つてゐる。

また、御指摘の広報は、小樽市が本件事業が円滑に進められるよう發行したものと考へる。

五について

小樽港における港湾の再開発については、現在のところ検討はされてゐるが、具体化するに至つていないと聞いている。

六及び七について

都市計画道路臨港線の稲北交差点から運河までの区間五百六十メートルのうち同交差点側二百十メートルについては、概成している。残りの三百五十メートルについては、運河に係る区間と併せて昭和五十七年度に事業に着手し、事業を推進しているところであり、支障物件四十

七棟のうち二棟の補償を完了していると聞いている。

長橋バイパスについては、昭和五十七年度に事業に着手し、用地買収は現在約五ペーセントの進捗をみており、今後とも事業を推進していくこととしている。